

一般質問から

※ここに掲げている質問は、一般質問の一部を抜粋したもので、2月定例会時点での内容です。

自民党県議団



樋口 明
(福岡市南区)

**須玖北1丁目
交差点改良工
事の早期着手
への知事の見
解を伺う。**

A 当該交差点は福岡外環状道路と県道福岡筑紫野線が交差する交通の要衝で、特に同県道では車線数減少がボトルネックとなり、朝夕のラッシュ時には著しい渋滞が発生。交通事故も多発している。県は交差点から南側235メートルの区間で車線数を増やす事業を進めている。地元の理解と協力をいただきながら道路拡幅に必要な用地の取得を進めており、歩道の一部工事に着手。車道部は令和9年度から工事に着手する予定。



波多江 祐介
(筑紫野市)

**リチウムイオン電池による
火災防止のた
めどのように
廃棄物処理に
取り組んでいく
か伺う。**

A 廃棄する際の注意点を情報



花田 尚彦
(宮若市・鞍手郡)

**がん対策について
「リレー・フォー」
ライフ・ジャパ
ン福岡の意義
と、がん検診受診率の向上への取
り組みを伺う。**

A このイベントは、がん経験者と家族を支援し、地域全体でがん向き合い、征圧を目指す目的で意識高揚に大きく寄与している。がん検診受診率の向上では、検診をする市町村に対し、休日検診や託児サービスの実施などの事例を紹介。職域検診をする事業所には啓発資材を提供。今年度はシヨッピングモールでがん検診啓発イベントを開く。



吉田 浩一
(福津市)

**私立小学校に
おける給食費
支援について
答弁を求める。**

A 国は、子育て支援に取り組み自治体への支援として給食費負担の軽減措置を行うとしているが、その趣旨で実施するのであれば私立小学校も対象とすべきものであると考える。国の責任と財源による私立学校を含む学校給食無償化の実施を、県議会とともに国に要望した。全国知事会とも連携し、義務教育段階の児童を持つ保護者にとって公平な制度設計となるよう、私立小学校に対する支援について国に強く要望していきたい。



大田 満
(福岡市早良区)

**小学校体育に
おける専科教
員配置の効果
と実効性にあ
る教員配置の
取り組みにつ
いて教育長に
伺う。**

A 専科教員による専門性が高い技能指導によって、安全で効果的な学習の場づくり、質の高い授業や体育的行事の実施が可能になる。また、学級担任の働き方改革推進の面からも、高い効果が期待できる。来年度からは、県独自で増員配置を考えており、より多くの学校で専科教員が実践されるよう、市町村教育委員会への働きかけや、教員の確保と効果的な配置に努める。



林 泰輔
(朝倉市・朝倉郡)

**県立高校に牛
乳の自動販売
機を設置する
ことは牛乳・
乳製品の消費
拡大の有効な
手段となり、
設置には県教
育委員会の
協力が欠かせ
ないと考える
が見解を伺う。**

A 昨年度の小中学校の給食には年間約1万6000トン、県内の生乳生産量の約27%に相当する牛乳が提供されている。牛乳・乳製品の自動販売機を高校に設置し、飲む機会を増やすことは、小中学校からの飲む習慣を継続させる一助となり、消費拡大にもつながるため、関係部局の取り組みを確認し必要な支援を行う。



桐明 和久
(八女市・八女郡)

**医療型短期入
所サービス報
酬について伺
う。**

A 医療型短期入所サービスに係る報酬は、入院診療報酬に対し低い額となる場合があり、人件費等に見合った報酬が得られないことが医療型短期入所サービスへの参入が進まない要因の一つと考える。国に対し、医療型短期



横尾 政則
(小郡市・三井郡)

**受動喫煙防止
の取り組みへ
の理解促進に
ついて知事の
考えを伺う。**

A 望まない受動喫煙をなくすためには、たばこを吸う人も吸わない人も互いに尊重し合い、気持ちよく過ごせる環境をつくること重要である。受動喫煙防止の取り組みに加え、今後は、多くの人が利用する施設では原則屋内禁煙、屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要といった施設の類型ごとのルールなどについて、図解や写真を活用した分かりやすいチラシを作成し、どういった場合に喫煙ができるかを周知啓発する。



香原 勝司
(直方市)

**平成筑豊鉄道
と沿線地域に
関する今後の
取り組みにつ
いて伺う。**

A 県が、毎年度、計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析および評価を行うとともに、平成筑豊鉄道沿線地域の地域交通が持続可能な形で維持・確保でき、地域のさらなる魅力向上につながるよう、担い手の確保や利便性の向上といった課題に正面から向き合いながら、沿線市町村の皆さんと一丸となって必要な取り組みを進めていく。



嘉村 薫
(糸島市)

**民泊の近隣住
民への事前周
知について知
事への事前周
知について伺
う。**

A 今年2月、事業者が守るべき事項を定めた県のガイドラインを見直し、事前周知すべき内容を明記。具体的には、事前周知を実施すべき住民の範囲や事前周知すべき内容として届出住宅の所在地および届出者名、事業開始予定時期。また、事前周知範囲外の住民から求めがあった場合に自治会の代表者を通じ事前周知することなどを定め、事前周知の確認のため報告書の提出を求める。



亀崎 大介
(糟屋郡)

**消防団車両を
運転する団員
への運転免許
の取得支援に
ついて尋ねる。**

A 昨年4月1日現在、県内で準中型免許取得にかかる経費の一部を助成するのは20市町村。このうちオートマチック・トランスミッション限定解除の助成も行っているのは8市町。今年4月から準中型免許にもオートマ限定免許が導入され、オートマ限定の普通免許保有者にかかる技能教習期間が最短5日に短縮。この機会を利用して、引き続き市町村に国の特別交付税措置を活用した消防団員の準中型免許の取得助成を促す。

民主県政議団